

楽しく使おう みんなの憩いの場

市内には、都市公園や児童遊園など、さまざまな公園があり、安らぎや憩いの場となっています。利用者お互いがマナーとルールを守り、誰もが気持ちよく利用できるようにしましょう。



公園は、子どもの遊び場やスポーツ、レクリエーションの場としてだけでなく、災害時の避難場所としても利用され、生活の中でさまざまな役割を果たしています。

公園はみんなが利用する公共の場です。次のことを守って、楽しく利用しましょう。

きれいに利用しましょう

公園内に家庭ごみや粗大ごみを捨ててはいけません。公園内で飲食した後に出的缶やペットボトル、菓子の袋などは必ず持ち帰りましょう。

たばこは携帯灰皿を使用し、吸い殻は持ち帰りましょう。

マナーを守り愛犬と散歩を

公園内で犬を散歩させるときは、必ず引き綱(リード)を付

けましょう。また、ふんや尿はなるべくさせないようにし、ふんをした場合は飼い主が責任を持って持ち帰りましょう。

迷惑行為はやめましょう

自転車・バイクの乗り入れやゴルフの練習は、他の利用者の迷惑になるのでやめましょう。

また、ドローンやラジコンヘリといった無人航空機を飛ばす行為、花火やたき火など火気を使用する行為は禁止されています。

関都市整備課都市計画班

☎73・0091

障がい者(児)の各種手当

受給には申請が必要です

市では、精神または身体に障がいのある人を対象に、次の手当を支給しています。申請の際には、障がいの程度の審査や所得制限がありますので、手続き方法などはお問い合わせください。

◆特別障害者手当

精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅障がい者に手当てを支給します。

手当額：月額2万6940円
(支給月は5・8・11・翌2月)

◆障害児福祉手当

精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の在宅障がい児に手当てを支給します。

手当額：月額1万4650円
(支給月は5・8・11・翌2月)

◆重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当

次の①または②に該当する障がい者、またはその人を介護する同居の家族の一人に手当てを支給します。

①20歳以上の在宅の重度知的障がい者

(療育手帳記載の障がいの程度

が、「A」の1「A」の2「A」のAの1「A」の2のいずれかである人。または、障害者相談センター所長が発行する判定書で重度と判定された人)

②20歳以上65歳未満で在宅のねたきり身体障がい者

(居宅で6か月以上常に寝たき

中学生による 児童の帰宅呼び掛け

市では、6月まで、中学生の声により防災行政無線を通じた「子どもたちへの帰宅の呼び掛けと地域の皆さんへの見守りをお願いする放送」を、毎日夕方に行っています。

3月・4月は、八日市場第二中学校2年の土佐美優さん(=写真)が担当します。



3月・4月の放送担当を紹介します

りて、入浴、食事、排便など日常生活のほとんどに介護を要する身体障害者手帳を持つ人)

手当額：月額8650円(支給月は7・10・翌1・4月)

※手当額は年度により変更になることがあります。「重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当」は、特別障害者手当の受給者や介護保険法による保険給付(年度通算7日以内の短期入所利用を除く)を受けた人、またはその人を介護する同居の家族は対象になりません。

関福祉課障害福祉班 ☎73・0096、野栄総合支所 ☎67・3111

犬・猫の不妊・去勢手術補助金

今年度分は3月29日までに申請を

市では、野良犬・野良猫の繁殖を制限し、増加を防止するため、飼い犬・飼い猫の不妊および去勢手術に係る費用を補助しています。交付を受けるには、手術を受けた年度内に申請する必要があります。

平成30年4月から31年3月までの間に手術を受けた飼い主は、3月29日(金)までに市役所1階環境生活課または野栄総合支所で申請手続きをしてください。

歳末たすけあい募金

ご協力ありがとうございました

平成30年度の「歳末たすけあい募金」は、多くの市民や事業所のご協力をいただき、目標額を達成することができました。

お寄せいただいた募金は、一人暮らしの高齢者や障がい者世帯など支援を必要とする人に配分し、地域福祉活動に活用されました。

◆歳末たすけあい募金配分額

募金額計199万7000円の配分は次の通りです。
要保護世帯…156万円

◆申請に必要なもの

次のものをお持ちの上、申請してください。

- ① 犬等の不妊及び去勢手術補助金交付申請書
- ② 不妊・去勢手術の手術代の領収書
- ③ 市税などの完納証明書
- ④ 通帳など振込先が分かるもの
- ⑤ 印鑑

※申請は同一年度内に1世帯につき1匹までです。詳しくは左記までお問い合わせください。

環境生活課環境班

☎73・0088

身体・知的障がい者…20万円
寝たきり障がい者・高齢者…10万円
父子家庭…3万7000円
手をつなぐ育成会…10万円

◆赤い羽根共同募金は3月末まで

30年度の「赤い羽根共同募金」は3月31日(日)まで実施しています。

引き続きご協力をお願いします。

関市社会福祉協議会

☎67・52000

平成31年度分

福祉タクシー利用券を交付します

平成31年度分「福祉タクシー利用券」を3月25日(月)から交付します。利用券は、市役所1階福祉課または野栄総合支所の窓口での申請後、即日交付します。申請の際は、「障害者手帳」と「印鑑」を持参してください。

◆対象者

- ・身体障害者手帳「1級」「2級」の人、または「3級」の視覚障がい者、下肢・体幹機能障がいの人
- ・療育手帳「Aの1」「Aの2」「Aの1」「Aの2」の人
- ・精神保健福祉手帳「1級」の人

◆有効期間

4月1日～翌年3月31日

《注意事項》

利用券で助成される金額は1000円までで、助成金額を超えた場合は自己負担となります。タクシー利用1回につき、利用券は1枚まで使用できます。

関福祉課障害福祉班 ☎73・0096、野栄総合支所 ☎67・3118



ダイヤル 74-7007

こちら 匝瑳市消費生活センターです

Vol.13

消費生活センターでは、契約トラブル、悪質商法、借金問題などの相談に、相談員が無料でお応えします。

入居時にしっかり確認! 住居の賃貸契約

春は、進学や就職などで新生活を始める学生や社会人が多くなる季節です。アパートやマンションなどの賃貸契約は、退去の際にトラブルになることが多く、これを防ぐためにも、入居前にしっかり確認することが大切です。

◆退去時のトラブル事例

- ・マンションを退去することになった。きれいに使っていたつもりだが、管理会社に「敷金はリフォーム代に充てる」と言われ敷金が返金されなかった。
- ・アパートに入居する前からあった傷や汚れの補修費や、クリーニング費用を、退去の際に請求された。
- ・賃貸住宅を退去するとき、傷が壁の一部にしかないのに、部屋全体の壁紙張り替え費用を請求された。

◆入居前にしっかり確認しましょう

賃貸住宅を退去する際は、原状回復費用の負担をめぐりトラブルになることが多くあります。借り主の費用負担は、不注意などで付けた傷や汚れ、壊したもののなどの補修費が原則です。



トラブルを防ぐには、「入居時の部屋の状況」と「退去時の部屋の状況」を、借り主と貸し主が立ち会いで比較確認することが必要です。入居前には、傷や汚れの有無、リフォーム状態や設備の整備状況などを、写真や書面で記録しておきましょう。

匝瑳市消費生活センター

日時…原則 月・火・木・金曜日 9時～12時、13時～16時 場所…市役所3階産業振興課 ☎74-7007